宮田村ファミリー・サポートセンター

子育て支援センター うめっこらんど

相互援助活動の手引き

平成30年度版





ファミリー・サポートセンターとは

「子育ての援助を行なう人」と「子育ての援助を受ける人」が会員になり、地域で子育ての助け合いを有償で行なう会員による組織活動です。

ファミリー・サポートセンター事業は、地域で安心して子どもを生み育てる社会や環境をつくることを目指しています。

申込先 ファミリーサポートセンター事務局

宮田村子育て支援センターうめっこらんど

申込日 月~金曜日 午前8時30分~午後5時15分

連絡先 電話 85-5931 ファックス 85-6100

お休み 土曜日・日曜日・祝日

8月13日~16日-12月29日~1月3日

会員とは

利用会員(子育ての援助をして欲しい方)

・村内に在住し生後4ヶ月から12歳までのお子さんを育てている方

協力会員(子育ての援助をする方)

- ・20歳以上の男女で心身ともに健康な方
- 原則として自宅での保育が可能であり、秘密が守れる方
- 資格の有無は問いませんが村が行なう講習会を修了した方
- 協力会員は毎年開催される子育で講座にスキルアップの為、都合をつけて参加する。

両方会員(協力と利用を兼ねる方)

- 子育ての援助をして欲しい方で、お子さんを預かることもできる方
- ・村が行なう講習を修了した方

入会・退会手続き

- 1. センターに会員として入会する方は「入会申込書」をセンターに提出します。
- 2. 利用会員は申込書提出後、会員として登録され、会員証が交付されます。
- 3. 協力会員・両方会員は「ファミサボ講習会」を受講した方が登録申し込み書 提出後、会員として登録され会員証が交付されます。
- 4. 会員が退会しようとする時は、「ファミリーサポートセンター退会届」に会員証を添えて提出して下さい。

援助活動の内容

- 1. 保育園、幼稚園等への子どもの送迎をします。
- 2. 保育園、幼稚園、小学校等の時間外に子どもを預かります。
- 3. 冠婚葬祭、通院、外出、社会的活動等の際に子どもを預かります。
- 4. その他、仕事と育児及社会的活動等の両立のために必要な援助を行ないます。
 - * 原則として病時の預かり、宿泊は行ないません。
 - * 援助活動範囲は原則として村内までとします。

依頼から援助活動終了まで

- 1. 利用会員は、援助を依頼したい日時、援助内容をセンターに申し込みます。
- 2 センターは
 - (ア) 協力会員に援助内容を伝え、承諾が得られたら活動の依頼をします。
 - (イ) 利用会員に協力会員が決まった事を伝えます。
 - (ウ) 協力会員、利用会員双方の事前打ち合わせを依頼します。 (打ち合わせは原則として協力会員さんの自宅かうめっこらんど「遊ゆう広場」で行ないます。)
- 3. 協力会員は
 - (ア) 援助活動修了時に「援助活動報告書」の作成をします。 助成券で支払いが行われた場合は、「宮田村フアミリーサポートセンター事業助成金交付申請書 兼請求書」を作成します。
 - (イ) 「援助活動報告書」と「助成金交付申請書兼請求書」は月末までにセンターに提出ください。
- 4. 利用会員は
 - (ア) 協力会員の作成した「援助活動報告書」の内容を確認し、署名捺印後協力会員に利用料金を支払います。28年発行の助成券を持っている方は30年3月31日まで、クーポン券は就園前

まで有効です。

利用料金

利用料金表

(平成29年4月改訂)

援助時間	1人(1時間当たり)	2人(兄弟)	3人(兄弟)
月曜日~土曜日 午前7時~午後7時	700円	1,050円	1,400円
(遊ゆう広場での託児)	500円	750円	1000円
日曜日・祝日・年末年始 上記以外の時間	800円	1,200円	1,600円

詳細な利用料金表は別紙で添付

備考

- 1. 援助時間に端数があるとき
 - (ア) 1回の援助活動が1時間に満たない場合でも、1時間とみなします。
 - (イ) 1 時間を超えて30 分以内の利用の場合は上記料金の半額を、30 分を超えて1 時間までは1 時間の料金加算になります。
 - (ウ) 予約時間を延長した場合も同じです。
- 2. 一世帯で2人以上の子どもを預ける場合、2人目から半額になります。
- 3. 援助に必要なもの(おむつ・飲み物・おやつ等)は原則利用会員が用意をします。※ やむを得ず協力会員が用意した場合、依頼会員はその費用を協力会員に支払って下さい。
- 4. 援助活動時間について
 - (ア) 協力会員宅での預かり
 - 利用会員の子どもが協力会員宅に着いた時間から、依頼会員が子どもの迎えに着いた時間まで。
 - (イ) 送り迎えが加わる場合
 - (ウ) 協力会員が自宅を出発した時間から援助活動終了後協力会員が自宅に戻るまでの時間。
 - (工) 遊ゆう広場での預かり
 - 利用会員の子どもが遊ゆう広場に着いた時間から、依頼会員が子どもの迎えに着いた時間まで。
- 5. 交通費について
 - (ア) 協力会員の自家用車を使用した時、またはやむを得ずして交通機関を利用した場合は実費を支払って下さい。
- 6. 取り消しについて
 - (ア) 前日までの取り消しは無料です。
 - (イ) 当日の取り消しは予約内容で算定した半額を支払います。
 - (ウ) 無断取り消しは予約の内容で算定した金額を支払います。

会員相互の約束ごと

- 1. 援助活動で知り得た会員相互のプライバシーは活動期間だけでなく退会後も守りましょう。 援助活動で知り得た個人情報を他の人にもらさない。話さない。 (守秘義務があります。)
- 2. 援助活動はセンターに連絡してから行ないましょう。(連絡がない場合保険の対象外となります)
- 3. 活動中に事故が発生した場合は速やかにファミリーサポートセンター事務局に連絡をして下さい。
- お互いに健康には気をつけましょう。

5. 援助活動を行なう時は、事前に援助活動の内容について十分打ち合わせをしましょう。

利用上注意したいこと

1 利用会員は

- (1) 送迎の援助を依頼した会員は、子どもを預けている施設に対し「今日の迎えはセンターの協力 会員〇〇さんが行きます。」と、連絡をしておきましょう。
- (2) 活動日時の変更、取り消しの場合は協力会員とセンターに速やかに連絡をして下さい。
- (3) 約束した時間は守りましょう。

2 協力会員は

- (1) 預かる日時、人数、援助内容、緊急連絡先の確認をしておきましょう。
- (2) 援助活動中子どもの安全確保に努めましょう。
- (3) 異常がある場合は利用会員への連絡とともに、センターにも連絡を入れましょう。

(センター電話番号: 85-5931)

- (4) 援助活動を始める前に、保育する場所、周囲の安全を確認しておきましょう。
- (5) 危険なものは子どもの手の届かないところに片付けておきましょう。

安全チェックリスト・・・・・大丈夫かな?

- ①階段やベランダ、段差は
- ②子どもの手の届くところに

薬・タバコ・マッチ・洗剤・硬貨・刃物 ビニール袋・湯沸しポット・アイロン等

- ③ストーブ・ファンヒーター・扇風機は
- ④浴室の入り口・室内換気は
- ⑤遊び場・道路は

センター開所時間外に緊急対応として援助活動を必要としたとき

土曜日・日曜日・祝日・盆期間・年末年始・平日の午前8時30分前・午後5時15分以降

- 1. 利用会員は事前紹介を行なった協力会員に直接援助依頼をすることができます。
- 2. 利用会員は協力会員の承諾を得た後、お子さんを預けましょう。
- 3. 利用会員は援助依頼の件をセンター開所後に連絡をしてください。 連絡のない援助活動はセンターの活動にはなりません。 また、補償保険の対象にもなりませんのでご注意ください。
- 4. 協力会員は「援助活動報告書」を子育て支援センターに提出してください。 助成券で支払いが行われた場合は、「宮田村フアミリーサポートセンター事業助成金交付申請書兼請 求書」を合わせて提出してください。⇒助成券での支払い分の金額が対より指定口座に入金されます。

事故の対応と補償保険制度について

事故等に備えて会員になると自動的にファミリーサポートセンター補償保険に加入することになります。保険料は宮田村が負担します。

事故による緊急対応は、ファミリーサポート事業危機対応マニュアルにより行ってください。

1. サービス提供会員傷害保険

サービス提供会員(協力会員)が、保育サービスの提供中や、保育サービスを提供するため自宅と利用会員の子ども宅や保育所等への往復途上※(自宅との通常の経路)において、急激かつ偶然な外来の事故により傷害を被った場合に保険金をお支払いします。

※往復途上を補償するためには、下記a .b.いずれの条件を満たすことが必要です。

- (1) ファミリーサポートセンター事業の活動のために住居を出発する前に加入者の名簿で被保険者が確定できること。
- (2)活動日・場所が客観的資料(活動計画書等)で確定できること。 (補償例)
 - 走ってくる子供を受け止めようとして支えきれずに転んで怪我をした。
 - 子どもを送って帰宅途中、雨で濡れた階段で滑って怪我をした。

	1002区ノで河口が中、100元1110円以では2010。			
保険金の種類	補償額	保険金支払い要件		
死亡保険金	350万円	ファミリーサポートセンター事業における活動中 (往復途上も含む)に被った急激かつ偶然菜な外 来の事故によりケガをし、事故の日からその日を 含めて 180 日以内に死亡した場合(事故により 直ちに死亡した場合も含む)		
後遺障害保険金	後遺障害の程度により350万円~14万円 ※保険期間を通じ合算して死亡・後遺障害保険金額が限度	ファミリーサポートセンター事業における活動中 (往復途上も含む)に被った急激かつ偶然な外来 の事故によりケガをし、事故の日からその日を含 めて 180 日以内に身体に後遺障害が生じた場合		
入院保険金(1日)	2,000円 ※180日以内の入院に限ります。	ファミリーサポートセンター事業における活動中 (往復途上も含む)に被った急激かつ偶然な外来 の事故によりケガをし、医師の治療を必要とし、 かつ事故の日からその日を含めて 180 日以内に 入院にした場合		
手術保険金	2,000円 ×10倍(入院中の手術)また は×5倍(入院中以外の手術)	ファミリーサポートセンター事業における活動中 (往復途上も含む)に被った急激かつ偶然な外来 の事故によりケガをし、治療を目的として、公的 医療保険制度に基づく医科報酬点数表により手術 の算定対象として列挙されている手術または先進 医療に該当する所定の手術を受けられた場合 1事故について事故の日からその日を含めて 180 日以内の期間に受けた手術に限ります。また、1事故に基づく障害について1回の手術に限ります。		
通院保険金 (1日)	2,000円 ※右記180日以内の通院に限 り90日限度	ファミリーサポートセンター事業における活動中 (往復途上も含む)に被った急激かつ偶然な外来 の事故によりケガをし、かつ事故の日からその日 を含めて 180 日以内に通院(往診を含む)によ る医師の治療を受けた場合		

2 賠償責任保険

保育サービスの提供中の監督ミス等やそのサービスの中で提供した飲食物が原因で発生した第三者 (依頼会員の子供を含む他人。なお、協力会員と同居の親族を除く。)の身体障害または財物損壊について、サービス提供会員が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

(補償例)

- 協力会員の不注意でお湯がこぼれ、子供に大やけどをさせてしまったことにより賠償責任を負った 場合
- •協力会員が提供(調理)した食事やミルクが原因で、子供が食中毒を起こしたり、やけどを負ったりしたことにより賠償責任を負った場合。
- ・利用会員から預かっていたベビーカーを破損してしまった場合。
- ※自動車の所有・使用・管理に起因する損害については施設賠償責任保険は対象となりません。

保険の種類	支払い限度額	内 容
施設賠償責任保険	対人·対物合算 1名·1事故 2億円	法律上の損害賠償金、賠償責任に関する訴訟費用や弁護士費用等の訴訟費用、求償権
生産物賠償責任保険	対人・対物合算 1名・1事故・保験期間中 2億 円	の保全・行使等の損害防止軽減費用、緊急 措置費用、保険会社の要求に応じるための協力費用。 (法律上の損害賠償金、訴訟費用、損害防止軽減費用については事前に保険会社の同意が必要です。)
初期対応費用 (施設賠償責任保険 と生産物賠償責任保 険部分で対象となり ます。)	1事故 500万円 (うち、身体障害についての見舞 金・見舞品購入費用は被災者1名 につき10万円限度)	担当者の派遣費用・事故現場の保存費用、事故が他人の身体の障害である場合の被害者に支払う見舞金(香典を含みます)または見舞品の購入費用等。 なお、その額及び使途が社会通念上妥当なものに限ります。
訴訟対応費用	1事故 1,000万円	万一訴訟になった場合、応訴のために合理 的に必要となる内部的費用(残業代、交通 費、事故原因調查費用、意見書作成費用 等)。なお、その額及び使途が社会通念上妥 当なものに限ります。この費用は、結果と して裁判で勝訴し被保険者に法律上の損 害賠償責任が無いことが判明した場合で も補償されます。
受託者賠償責任保険	1事故・保険期間中 10万円	依頼会員から預かった現金・預かり品が損壊・紛失し、または盗取・詐取された場合に対象になります。
お見舞金制度	30,000円限度	依頼会員の子どもが、提供会員宅の財物を 破損したり、提供会員の子どもに怪我をさ せたりした場合に、提供会員に支払いま す。

3 依頼子供障害保険

利用会員の子どもが、保育サービスを受けている間に、急激かつ偶然な外来の事故によって傷害を被った場合に、協力会員の過失の有無に関わらず補償するもの(疾病は対象にならない)

(補償例)

- ・子供が階段から落ち、けがをした。
- ・子供が犬にかまれて、怪我をした。
- 子供が転んで怪我をした。

事由	補償額	備考
死亡保険金	300万円	ファミリーサポートセンター事業における活動中に被った急激かつ偶然菜な外来の事故によりケガをし、事故の日からその日を含めて 180 日以内に死亡した場合(事故により直ちに死亡した場合も含む)
後遺障害保険金	後遺障害の程度により300万円 ~12万円 ※保険期間を通じ合算して死亡・ 後遺障害保険金額が限度	ファミリーサポートセンター事業における活動中に被った急激かつ偶然な外来の事故によりケガをし、事故の日からその日を含めて 180 日以内に身体に後遺障害が生じた場合
入院保険金(1日)	1,000円 ※180日以内の入院に限ります。	ファミリーサポートセンター事業における活動中に被った急激かつ偶然な外来の事故によりケガをし、医師の治療を必要とし、かつ事故の日からその日を含めて180日以内に入院にした場合
手術保険金	1,000円 ×10倍(入院中の手術)または ×5倍(入院中以外の手術)	ファミリーサポートセンター事業における活動中に被った急激かつ偶然な外来の事故によりケガをし、治療を目的として、公的医療保険制度に基づく医科報酬点数表により手術の算定対象として列挙されている手術または先進医療に該当する所定の手術を受けられた場合1事故について事故の日からその日を含めて180日以内の期間に受けた手術に限ります。また、1事故に基づく障害について1回の手術に限ります。
通院保険金(1日)	1,000円 ※右記180日以内の通院に限り 90日限度	ファミリーサポートセンター事業における活動中に被った急激かつ偶然な外来の事故によりケガをし、かつ事故の日からその日を含めて180日以内に通院(往診を含む)による医師の治療を受けた場合

利用料金表

	基準時間内(700円)			基準時間内(800円)		
利用時間	月~土曜日午前7時~午後7時			日・祝祭日・年末年始 午前7時まで・午後7時以降		
	1人利用	2人利用	3人利用	1人利用	2人利用	3人利用
1時間まで	700	1,050	1,400	800	1,200	1,600
1時間30分まで	1,050	1,575	2,100	1,200	1,800	2,400
2時間まで	1,400	2,100	2,800	1,600	2,400	3,200
2時間30分まで	1,750	2,625	3,500	2,000	3,000	4,000
3時間まで	2,100	3,150	4,200	2,400	3,600	4,800
3時間30分まで	2,450	3,675	4,900	2,800	4,200	5,600
4時間まで	2,800	4,200	5,600	3,200	4,800	6,400
4時間30分まで	3,150	4,725	6,300	3,600	5,400	7,200
5時間まで	3,500	5,250	7,000	4,000	6,000	8,000
5時間30分まで	3,850	5,775	7,700	4,400	6,600	8,800
6時間まで	4,200	6,300	8,400	4,800	7,200	9,600

遊ゆう広場での利用料金表

	基準時間内(500円)			
利用時間	月~金曜日午前9時30分~午後4時			
	土曜日午前10時30分~午後2時			
	1人利用	2人利用	3人利用	
1時間まで	500	750	1,000	
1時間30分まで	750	1,000	1,250	
2時間まで	1,000	1,250	1,500	

備考

1 援助時間に端数があるとき

- ・1回の援助活動が1時間に満たない場合でも1時間とみなします。
- ・1時間を超えた場合、30分以内の延長は上記料金の半額、30分を超えて1時間までは1時間の料金となります。

2 1世帯で2人以上の子どもを預ける場合は、2人目から半額になります。

3 援助活動時間について

〈協力会員宅での預かりの場合〉

利用会員の子どもが協力会員宅に着いた時間から、利用会員が迎えに着いた時間

協力会員が自宅を出発した時間から、援助活動終了後協力会員が自宅に戻るまで の時間

4 交通費について

- ・交通費は協力会員の自家用車を使用した場合実費を支払います。
- ・協力会員がやむをえず交通機関を利用した場合も実費を支払って下さい。

5 取り消しについて

- ・前日までの取り消しは無料です。
- ・当日の利用時間前の取り消しは、予約の内容で算定した半額を支払います。
- ・無断取り消しは予約内容で算定した全額を支払います。

6 その他

- ・援助に必要なものは、原則として利用会員が用意をして下さい。
- ・やむを得ず協力会員が用意した場合は、その費用を協力会員に支払って下さい。